

あなたの家は大丈夫？ **1万円** で耐震診断！ 北秋田市木造住宅耐震診断支援事業概要

地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため木造住宅の耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣いたします。

1. 事業の概要

(1) 対象住宅

- ・北秋田市内に存すること。
- ・**昭和56年5月31日以前**に着工された木造戸建住宅であること。
(併用住宅の場合は、**住宅部分の面積が1/2以上**であること。)
- ・過去に北秋田市の補助金の交付を受けて、耐震診断、耐震改修を実施していないこと。

(2) 対象者

- ・対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- ・本市の市税を滞納していないこと。

(3) 費用について

- ・自己負担額 **10,000円**

(診断費用は1棟当たり13万円ですが、市が12万円を負担いたします。)

(4) 耐震診断について

耐震診断は、木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。

耐震診断士は、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断士として認定した者。

2. 申込期間（令和6年度）

令和6年4月1日（月）～令和6年11月22日（金）

※申請が多数の場合は、募集期間内でも募集を打ち切らせていただくことがあります。



3. 申込先

(1) 申込書の入手方法

申込書は、建設課 都市計画住宅係 窓口でお渡しします。

また、北秋田市のホームページからダウンロードすることが可能です。

(2) 申込先

北秋田市 建設課 都市計画住宅係へご持参ください。

(3) 申込みに必要な書類

- ・木造住宅耐震診断申込書
- ・住宅の平面図（図面がない場合はご相談ください）
- ・住宅の着工時期がわかる書類（固定資産税課税証明書、建築確認通知書、登記簿謄本等）
- ・対象住宅に借家人がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書

4. 診断結果について

一般診断法での評価は4段階に分かれ数値で表されます。この数値が小さい方が耐震性が低く危険であることを示します。診断の結果、上部構造評点1.0未満（倒壊する可能性がある・高い）と評価された住宅は、耐震改修計画および耐震改修工事を行い、住宅の耐震化を図りましょう。

| 上部構造評点 | 判定 | 備考 |
|-------------|------------|-----------------------|
| 1.5以上 | 倒壊しない | ◎ 安全ですが点検を行いましょう |
| 1.0以上～1.5未満 | 一応倒壊しない | ○ より安全にするために点検補修しましよう |
| 0.7以上～1.0未満 | 倒壊する可能性がある | × 補強工事を行い1.0以上にしましよう |
| 0.7未満 | 倒壊する可能性が高い | × 補強工事を行い1.0以上にしましよう |

一般診断法とは

大地震により住宅が倒壊する可能性がどの程度かを判断するもので、いわば、耐震改修工事の必要性について確認するものです。

調査方法：建物を壊さずに、設計図書と目視により調査

調査項目：壁の下地と仕上げ、壁の量、壁の配置、床の仕様、接合方法、劣化状況、地盤、基礎の注意事項等

調査時間：標準的な住宅で3時間前後（建築時の図面等がある場合）

【お問合せ先】

北秋田市 建設部 建設課
都市計画住宅係

☎0186-72-5246

